

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第2項	事業の成功の不能による特定非営利活動法人の解散の認定	市民協働推進課

- 1 審査基準は、特定非営利活動法人が法律上又は事実上、目的を達成するのが不可能であることが確定的であることを社会通念上客観的に判断しうることを以って審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。